



- I. 株主間契約における上場に向けた協力義務の法的拘束力
- II. 石油・天然ガス上流プロジェクトにファームインした者に課せられることのある放棄制限条項

2015年
9月号

I. 株主間契約における上場に向けた協力義務の法的拘束力

執筆者: 伊達 隆彦

はじめに

M&A 取引に係る契約においては、「…するよう(最善の/合理的な)努力を行う」「…に必要な協力を行う」といった、契約当事者に対して一定の行為を行うよう又は一定の結果を生じさせるよう努力することや、一定の結果又は目的のために協力することを義務付ける旨の規定を設けることは珍しくありません。本稿では、このような努力義務・協力義務の法的拘束力に関して判示した近時の裁判例である東京地裁平成 25 年 2 月 15 日判決 判例タイムズ 1412 号 228 頁(「本判決」)を紹介します。

事案の概要

本判決の事案の概要は以下のとおりです。

1. 株式会社 A の代表取締役 X 及びその親族(「X ら」)は、A の同業他社である株式会社 Y に対して、A の発行済株式総数の 34%に相当する株式を譲渡するとともに、Y との間で A の運営に関し株主間契約(「本株主間契約」)を締結した。本株主間契約には以下のような条項が規定されていた。
 - (1) X ら及び Y は、協力して、A が可及的速やかにその株式を公開できるよう支援する(8 条 2 項)。
 - (2) X ら及び Y は、株式公開時の売出後における A における議決権の数が、おおよそ X ら:Y=2:3 となることを目標に、A の資本政策を進める(8 条 3 項)。
 - (3) X らのいずれか又は Y が本株主間契約又はこれに関連する契約に違反し、催告後 1 ヶ月以内に当該違反を是正しなかった場合には、相手方は、本株主間契約を解除することができ、かつ、①違反者の取得価額の加重平均、②A の簿価純資産に基づいて計算された価額又は③相手方の指名した公認会計士若しくは監査法人が算定した時価のうち最も低い価額で違反者の保有する A 株式の全てを買い取るコールオプション、又は、①~③のうち最も高い価額でその保有する A 株式の全てを違反者に買い取らせるプットオプションを行使することができる(14 条 2 項)。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- (4) 本株主間契約に定めのない事項は、Xら及びYが誠実に協議の上解決を図る(20条1項)。
2. 本株主間契約の締結から約1年後に、XらとYは更に「株式公開等に関する覚書」(「本覚書」)を締結した。本覚書には以下のような条項が規定されていた。
- (1) Y、A及びXは、適切な時期でのAの株式公開及びその継続のために、Yは、AのYに対する新株予約権発行に伴う以下の諸項目について、全面的な協力を確約する(柱書)。
- (2) Yは、法令、取引所が要求する以下の項目について、Aの公開基準を満たすことを確約する(2条)。
- ① Aの独立性
 - ② 公開直前期、公開時売出し・公募を含め公開後におけるYの関連会社・A株式の持株比率
 - ③ その他公開時において、法令、取引所が要求するYに関わる事項
- (3) 関連法令、諸環境の急変等で本覚書の変更の必要をAが認めた場合、また、本覚書に定めのない事項は、Y、A及びXが誠実に協議の上解決を図る(3条1項)。
3. その後、Aの上場について協議を行う過程で、Xは、Yに対して、大阪証券取引所又は主幹事証券会社からの要求事項として、Y及びYから派遣された取締役Zが保有するA株式の持株比率合計を20%未満とすること、未行使の新株予約権の放棄等(「本件要求事項」)を求めたが、Yはこれを実行しなかった。このため、①本株主間契約8条2項及び本覚書柱書・2条に定める義務(「上場協力義務」)並びに②本覚書3条1項の誠実協議義務(「誠実協議義務」)にYが違反したことを理由として、Xが本株主間契約14条2項のコールオプションに基づくYの保有するA株式の引渡しを求め、Aが上場準備のために支出した費用についての損害賠償をYに求めた。

判決の要旨

1. 上場協力義務について

本判決は、上場協力義務について、大きく分けて、(1)内容の具体性の欠如、(2)契約の主たる目的との関連性、(3)契約の文言との矛盾の存在を理由として、その法的拘束力を否定し、上場協力義務違反を理由とするX及びAの請求を棄却しました。本判決の(1)~(3)に関する判示内容は大意以下のとおりです。

(1) 内容の具体性の欠如

- 本株主間契約8条2項の義務は、Aが上場するに際して、その義務の内容としてどのような行為をXらに対して行えば良いのかという点に加え、Aがいつまでに、どの金融商品市場に上場するのかという点も全く特定されていない。したがって、本株主間契約締結時に上場協力義務の具体的内容は未だ確定していなかったと認められる。
- 本覚書2条の義務は、本株主間契約8条2項と比べると、その内容について一定程度明らかにされているともいえるが、株式上場にあたっては、取引所からどのような要請が行われるのかが必ずしも事前に明らかではなく、株主を含めた関係者間における協議が予定されているものである以上、当該規定についても、依然として、YがXらに対して、どのような内容の義務を負うのかが明らかではない。
- 当事者の予見可能性を確保するという観点からは、ある契約において定められた義務に法的拘束力が認められるか否かは、あくまで当該契約成立時点において判断されるべき事項であるから、当該契約時に、事後的に義務の内容を具体化し、それによって、当該義務に法的拘束力を持たせるということについて当事者間に合意が成立しているような特段の事情が認められる場合を除き、当該契約成立時点において法的拘束力を有しない義務が、事後的に法的拘束力を有するに至ることはないと解するのが相当である。本件ではかかる特段の事情を示唆する事情は存在しない。

(2) 契約の主たる目的との関連性

- 本株主間契約が、Aの業績低迷を受けて、Aの取引行から信用回復のために資本提携先を見つけるよう要請されたことに端を発して締結されたものであることからすると、本株主間契約の主たる目的は、Yが信用状態の悪化していたAを支援するとともに、Aの発行済株式数の34%の株式を取得し、Aと資本提携することで事業上の協力関係を築くことにある。
- 本株主間契約には、本株主間契約を遵守してAの運営を行うために議決権を行使すること(3条)、Yに対して毎月会計書類等の送付が義務付けられていること(4条)、重要な経営事項についてYとの事前協議が義務付けられていること(5条)等が規定されており、本株主間契約の主たる目的がAの株式上場にあつたのであれば、Aの経営に関する事項の決定や、株主総会及び取締役会における議決権行使といったまさに会社の命運を左右するような重要な事項について、Yの意向を反映させられる定めを置く必要はないから、本株主間契約の主たる目的がAの株式上場にあつたと認めることはできない。

(3) 契約の文言との矛盾の存在

本件要求事項に従う場合には、本株主間契約8条3項(株式公開時の売出後におけるAにおける議決権の数をXら:Y=2:3とすること)を遵守することは事実上不可能になる。本株主間契約及び本覚書には、本株主間契約8条2項と同条3項の優劣関係を示した規定は存在しないし、本株主間契約締結の経緯や目的に照らしても、同条2項が当然に同条3項に優先すると解することもできない。したがって、本株主間契約及び本覚書が締結された当時において、Xら及びYが、事後的に具現化された上場協力義務の内容と本株主間契約8条3項とが矛盾する事態が生じた際に、本株主間契約8条3項の効力を失わせ、Yに上場協力義務を負担させることも含め、法的拘束力を持たせる意思を有していたとは認められない。

2. 誠実協力義務について

本判決は、本覚書3条1項は、具体的にどのような事項について誠実に協議すべきであるかを特定して定めたものではないこと、本株主間契約20条と同様に、本覚書の末尾に設けられた規定であることからすれば、その後の関係や交渉を円滑に進めるといふ事実上の効果を期待して、契約書において一般的に用いられる包括的な条項であつて、いわゆる紳士条項、訓示的規定といふ以上の意味を持つものではなく、同規定から法的拘束力を持った誠実交渉義務が発生すると解することはできないし、また、実際に本覚書締結後から継続的に協議を重ねている以上誠実交渉義務に違反した事実もないとして、誠実協力義務違反を理由とするX及びAの請求も棄却しました。

実務上のポイント

株主間契約において、対象会社の上場に関する条項が置かれることは珍しくありませんが、株式上場には、上場申請時における金融商品取引所規則の内容やその運用、主幹事証券会社の助言等を踏まえ、様々な事項についての調整が必要となるため、株主間契約締結時点において、株主が上場に向けて行うべき行為の具体的な内容を個別具体的に特定することは困難です。また、そもそも、上場の成否や、上場のためにどのような措置が必要かは、金融商品取引所の意向次第であり、株主間契約の当事者のコントロールの及ぶところではありません。したがって、実務上は、対象会社の上場に関する条項といつても、上場に向けた株主同士の抽象的な努力義務や協力義務を規定するに留まらざるを得ないことが多く、本件の各条項もかかる実務に沿ったものであるように見受けられます。株主間契約に限らず、M&A取引においては、このように、契約締結の時期からいって合意内容の具体的な特定が困難であることや、当事者のコントロールの及ばない事項であること等を理由に、抽象的な努力義務や協力義務の形で規定を設けることは良くあり、例えば、当局の承認や必要な許認可の取得に向けた義務、対象会社のスタンダードローン化に向けた義務、年金等の人事労務制度の構築に向けた義務等などは、抽象的な努力義務や協力義務の形で規定されることが比較的多いように思われます。

従来の判例(最高裁平成元年 11 月 24 日判決裁判集民事 158 号 181 頁等)では、合意内容が確実性や具体性を欠き、また、合意時点では合意内容の実現に必要な条件等が整っておらず時期尚早というような段階である場合には、その法的拘束力が否定されることが多く、本判決は判例の従前の立場を踏襲したものともいえます。しかし、多大な時間とコストをかけて契約交渉を行う M&A 取引において、当事者が義務として条項化している以上は、その義務の内容が抽象的であるため、義務違反の立証が困難であるといった事情は十分承知の上で、それでもなお相手方を拘束するために規定しているというのが一般的な当事者の意図であり、およそ法的拘束力を有しないという結論は当事者の合理的な期待に合致しないように思われます。また、そもそも、コールオプションの行使事由としての契約違反と、損害賠償の原因となる契約違反とは、法的拘束力の有無の判断も異なり得るのではないかなど、本判決に関連して検討すべき論点は多く残っています。

本判決のような M&A 取引に関する裁判例は増加しており、実務家には、当事者の合理的な期待と相違する結果とならないよう、かかる「合理的な期待」を過不足なく契約書に反映するためのより一層の工夫が求められているといえます。例えば、本判決を踏まえると、契約の締結経緯や目的について条項を置くことも、(義務を定める条項ではないため軽視されがちな嫌いがありますが)やはり一定の意義があり、また、本株主間契約 8 条 3 項のように将来的に実現が難しくなる又は他の条項と矛盾する可能性のある条項については、そうなった場合の取扱いや優劣関係を明確化しておくことが重要であるといえます。さらに、従来は、およそ契約には法的拘束力があることを前提に、法的拘束力がない場合のみその旨を明示的に規定することが多かったのですが、本件のような努力義務・協力義務については、あえて法的拘束力を有すること(したがって、当該義務の違反は、オプションや解除権の行使事由としての契約違反に該当するし、損害賠償の原因ともなること)を確認的に明示することも検討に値するでしょう。



だて たかひこ
伊達 隆彦

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
t_date@jurists.co.jp

国内上場企業の事業再編・統合、買収ファンドによる国内企業の買収、国内上場企業の MBO、外資による日本の銀行の買収、欧米・アジアの外国企業の買収や合併・資本提携等、多数のクロスボーダー案件を含む M&A 取引に関与。その他、一般企業法務、紛争案件等も幅広く手掛ける。

Ⅱ. 石油・天然ガス上流プロジェクトにファームインした者に課せられることのある放棄制限条項

執筆者: 忍田 卓也、紺野 博靖

油・ガス価の低下は、石油・天然ガスの上流プロジェクトの採算性の悪化をもたらしますので、参加している投資者に対して、事業の見直しを迫り、中には権益の売却や放棄といった厳しい選択を強いることがあります。もっとも、資源開発は息の長いプロジェクトであり、投資者はさまざまな段階から投資に参加していますので、権益売却だけではなく放棄ですら契約上制約を受けている場合があるので注意が必要となります。本稿では、特に、探鉱によって既に商業的に見合う埋蔵量が見つかった上流プロジェクトに、開発・生産段階から権益を取得(ファームイン)する場合に投資者が留意すべき点の一つとして契約上課せられることがある放棄制限条項の背景・趣旨について解説します。

1. 探鉱段階のハイリスクと開発・生産段階のローリスク

石油・天然ガスの上流プロジェクトは①探鉱、②開発、③生産という順序を辿ります。探鉱の段階で、地下に石油・天然ガスが賦存するか否か、そして賦存したとしてその埋蔵量が商業的に見合うものかを見極め、商業的に見合う埋蔵量が見つかって開発段階に入ると生産設備・パイプライン等が建設され、生産へ移行することになります。

一般に、探鉱段階はハイリスクであり、開発・生産段階はローリスクといわれます。探鉱段階では、相当のコストをかけて探査し、探鉱井や評価井の掘削をしたとしても、そもそも地下に石油・天然ガスの賦存が発見できなかったり、仮に賦存が発見できた

としても商業的採算の見込める埋蔵量が見つからず、探鉱に要した投資が無駄になり、見返りがゼロとなる可能性があります。他方、商業的採算の見込める埋蔵量が見つかった後の開発・生産段階ではそのようなリスクはありません(なお、「一般に」と書いたのは、シェールオイル・ガスやコールベットメタンなど非在来型の場合には開発・生産に移行後も在来型とは異なるリスクを伴うことがあるためです。)

例えば、仮に、ある鉱区の権益を A 社が単独で 100%取得し、総額 100 億円をかけて自ら探鉱し、見事に地下に商業的採算の見込める石油・天然ガスの埋蔵量を発見できたとします。そして、A 社はその後の資金調達のために当該権益資産の 50%を売却するとしましょう。その取得対価は 100 億円の 50%である 50 億円で相当でしょうか？

仮に B 社が当該 50%の権益を取得して当該鉱区にファームインするとします。そのまま考えれば、B 社は、その後の開発・生産段階でコストを A 社と 50%ずつ負担する一方で、生産された石油・天然ガスも 50%ずつ取得することになりそうです。B社は、開発・生産段階からファームインしていますから、探鉱リスク(探鉱に要した投資が無駄になり、見返りがゼロとなるリスク)を負っていませんが、50%の権益を取得すれば、以後、当該リスクを負った A 社と同等の立場を取得することになり、不均衡が認められます。

2. 追加の対価、コストの追加負担

このような不均衡は、権益取得の対価やファームイン後のコストの負担で調整されることがあります。

ファームイン契約の対価は、一般に現金又はファームイン後の Work Program の履行におけるコスト負担のいずれか又は双方のコンビネーションで定められますが、上記の不均衡を権益取得の対価で調整する場合、ファームインしようとする者が支払う金額について、取得権益資産の価値(鉱区の価値×取得権益比率)に加えて、追加額を上乗せすることになります。上記の例の場合、B社が取得する 50%の権益資産の対価を、100 億円の 50%である 50 億円で、追加で(例えば)35 億円を上乗せし、85 億円とすることなどが考えられます。

ファームイン後のコストの負担額で調整する場合、ファームインした者はその後の Work Program の履行に伴う開発費・操業費等について、取得した権益比率よりも上乗せされた比率分負担します。上記の例の場合、B社は 50%の権益を取得しており、そのままであれば、50%を負担することで足りるものの、これに(例えば)15%上乗せして、65%負担しなければならないとすることなどが考えられます。

3. 放棄は本来一方的にできるもの

油・ガス価の低下は、石油・天然ガスの上流プロジェクトの投資者に対して、権益の売却や放棄といった厳しい選択を強いることがあります。

ある鉱区の権益を複数で保有している場合、権益を売却するためには他の権益保有者の同意や先買権手続に服さなければならないのが通常です。上記の例の場合、B 社は当該権益を X 社に売却しようと思っても A 社の同意や先買権手続に服さなければならない(その他権益の売却については、紺野・島「権益譲渡の観点からみた Joint Operating Agreement のポイント」石油鉱業連盟「石油開発時報 NO.183」33 頁もご参照下さい。)

他方、権益の放棄は、他の権益保有者の同意など要せず一方的にできるのが通常です。放棄は、一方的に、当該プロジェクトから抜け、オペレーターからの将来のキャッシュコールの要請を断ち切ることができるのが特長の一つといえます。上記の例の場合、B 社は A 社の同意を要せず、一方的に権益を放棄できる筈です。開発・生産段階から上流プロジェクトにファームインする当事者も、将来において速やかにプロジェクトから引き上げなければならない不測の事態を想定して放棄の余地を残しておく必要があります。しかし、ここで注意しておかなければならないのが前述した対価の追加又は費用の追加との関係で契約上定められることのある放棄制限条項です。

4. 放棄制限条項

すなわち、上記の例でいえば、ファームイン契約(権益取得契約。A 社から B 社が 50%の権益を取得することに関する A 社と B 社の契約)やジョイントオペレーティング契約(50%ずつ権益を保有する A 社と B 社が当該鉱区を開発・生産することについて定

める契約)において、追加分もふくめた 85 億円の対価を B 社が A 社に完済するまでは、或いは 65%の開発・生産のコスト負担のうち B 社の既負担額が所定の金額に達するまでは、B 社は権益を放棄できない旨定めていることがあります。

例えば、ファームイン後の Work Program の履行に伴う開発費・操業費について、50%に上乗せして 15%ずつ支払った追加コスト負担の合計が 35 億円に達するまでは B 社は権益の放棄が認められず、一方的にプロジェクトから引き上げることはできないなどと定められることがあります。

このような放棄制限条項は、いわば、開発・生産段階からファームインによりプロジェクトに参加した B 社が、「探鉱リスク」の対価(35 億円)をA社に完済せずに、放棄によって一方的にプロジェクトから引き上げることを制限することが趣旨となります。

また、例えば、X 社が B 社から当該権益を取得することを考えたとしても、A 社に対する対価の未払いが残っている権益を取得することになりますので問題が出ます。

5. まとめ

権益を放棄できない B 社は、その後の費用負担もままならずデフォルトに陥ることが考えられます。この点、確かに、石油・天然ガスの上流プロジェクトへの投資は子会社を通じて行うのが通常で、子会社の責任に限定することができればまだ良いですが、ファームインする際には親会社保証の差し入れを求められることが多いです。親会社保証を差し入れている場合には、当該子会社の放棄が制限されプロジェクトから引き上げることができないリスクを親会社も抱えることとなります。よって、開発・生産段階で上流プロジェクトにファームインする投資者は、上記のような放棄制限条項の有無・内容に注意する必要があります。



おしだ たくや
忍田 卓也

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

t_oshida@jurists.co.jp

企業買収・売却・再編及び一般企業法務、インバウンド/アウトバウンド投資及び JV・FC・ライセンス等の国際取引案件に多数関与。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構へ非常勤出向中であり、当事務所の資源エネルギーチームメンバー。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 カウンセル 弁護士

h_konno@jurists.co.jp

資源エネルギー会社、豪州法律事務所の資源エネルギー部門、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構などを経て、当事務所の資源エネルギーチームメンバー。石油鉱業連盟の講座講師なども務める。

論文情報 (2015年7月～2015年9月)

- * 「自社株公開買付けと他社株公開買付けの価格差組合せ取引の検討 - 増進会出版社による栄光ホールディングスの完全子会社化事例を踏まえて - 」 森本大介・浅岡義之・安井桂大・高田陽介、旬刊商事法務 No.2077(2015年9月5日号)
- * 「コーポレートガバナンス・コードへの対応」 武井一浩、ジュリスト No.1484(2015年9月号)
- * 「組織再編の差止請求およびキャッシュ・アウトの差止請求に関する実務上の論点(下)」 太田洋・野田昌毅・安井桂大、金融・商事判例 No.1472(2015年8月15日号)
- * 「トヨタの AA 型種類株式の事例から考える 元本償還権付・譲渡制限議決権株式の法的留意点」 松尾拓也・中山達也、旬刊経理情報 No.1422(2015年8月20日・9月1日合併号)
- * 「役員報酬の再検証 - コーポレートガバナンス・コードを踏まえて - 」 柴田寛子、旬刊商事法務 No.2075(2015年8月5・15日合併号)
- * 「対象会社の状況に応じて使い分ける キャッシュ・アウト手法選択上の法務ポイント」 松尾拓也、旬刊経理情報 No.1421(2015年8月10日号)
- * 「The Mergers & Acquisitions Review - Ninth Edition - (Vietnam Chapter)」 小口光・廣澤太郎、Law Business Research
- * 「組織再編の差止請求およびキャッシュ・アウトの差止請求に関する実務上の論点(上)」 太田洋・野田昌毅・安井桂大、金融・商事判例 No.1471(2015年8月1日号)
- * 「Getting the Deal Through - Executive Compensation & Employee Benefits 2015 (Japan Chapter)」 柴田寛子・菅悠人・黒松昂蔵・森本凡碩・澤田文彦、Law Business Research

書籍情報 (2015年7月～2015年9月)

- * 「スクイーズ・アウトの法務と税務 - 改正会社法で広がるキャッシュ・アウトの選択肢」 松尾拓也・若林義人・柴田英典、中央経済社

セミナー情報 (2015年7月～2015年9月)

開催予定

- * **申込受付中**「テック M&A 2.0: 変化し続けるビジネス環境の中で、どのようにクロスボーダー案件を進めるべきか。」
中山龍太郎
開催日:2015年10月9日(金)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_18366.html>

開催済

- * 業績連動報酬の導入と課題 柴田寛子
- * チャンスの創出: 日本でのノンコア 事業・不採算事業の売却と処分 藤本欣伸
- * メキシコ投資リーガルセミナー 山口勝之・清水恵・大井悠紀・松平定之・Juan Carlos Serra
- * 海外子会社まで踏まえたグループ会社管理のポイント 森本大介
- * [最新] 経営企画スタッフが知っておくべき法律知識 森本大介
- * 不採算事業からの撤退に関する M&A 実務のポイント 松原大祐
- * 改正会社法で広がるキャッシュ・アウトの選択肢と最新実務 松尾拓也
- * 個人情報保護法改正とビッグデータ・ビジネスへの影響 太田洋・伊藤剛志・柴田寛子・舞田靖子
- * 企業法務担当者のための会社分割の実務 森本大介
- * M&A・資金調達における種類株式の実務利用 大井悠紀

- * グローバル展開に必須の知識 海外事業展開に伴う贈賄リスクと贈賄防止規程の作り方 森本大介
- * 合併契約における契約交渉・契約書作成の実務 松原大祐
- * グループ会社管理のポイントとグループ管理規程整備における留意点 森本大介
- * 創業家系の大株主がいる上場会社の資本政策とM&A 松尾拓也
- * グローバル戦略を成功に導く海外交渉の鉄則 スティーブン・ポーラー

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

© Nishimura & Asahi 2015